

參考資料

1.用語集

【あ】

雨水浸透

雨水を地面に浸透させることにより、下水道管などへの水の集中を緩和し、自然の水循環の回復を図ること。

エコロジカルコリドー(生態的回廊)

多様な生き物の生息・生育の場をつなぐ線状の形状の空間のことで、それ自身も動植物や昆虫の生息・生育場所としての役割を果たしながら、これらの移動を容易にし、生き物の生息・生育空間のネットワークを作り出すもの。

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、池、山林、農地など、建物によって覆われていない土地で、交通用地を除いたものの総称のこと。一般的には、都市公園や広場などの公共空地を示す言葉として用いられている。

オンサイト(化)

雨水の流出を抑制するための施設により、降った雨を公園などで貯留する方法をいう。

【か】

環境学習都市宣言

西宮市が平成15年(2003年)12月14日に行った都市宣言。環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことで、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていくことを宣言したものである。

協働

市民がまちづくりのプロセス(計画・実施・評価・改善の各過程)の中に参加し、市民と市又は市民と市民とが、それぞれの資源や専門性を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、ともに考え、ともに力を合わせるにより、より良いまちを築き上げていくこと。

グリーンインフラ

自然(生態系)が持つ多くの機能を活用し、持続可能な社会を形成するためのハード・ソフト両面に関する社会基盤のこと。

景観協定

良好な景観形成のため、地域住民が主体となって、建築物や工作物の形態意匠や構造などに関するルールを決め、地域住民で守ることを約束する制度のこと。

景観樹林保護地区

西宮市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定される区域。西宮市で、市街地又はその周辺の景観の優れた樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な地区を指定対象としている。

広域避難地

大規模災害時に一時的に多くの市民が避難できる延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースのこと。西宮市では公園などが指定されている。

公園施設長寿命化計画

地方公共団体が管理する都市公園の公園施設について、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減の観点から、適切な施設点検や維持補修などの予防的管理を行うことで、既存ストックの長寿命化を図るとともに、計画的な補修や更新を行うことを目的として作成するもの。

コミュニティ

日頃の生活や活動を通じてつくられる地域の住民や団体間のつながりや顔見知りの関係のこと。

【さ】

桜の名所再生事業

西宮市内各所の桜の名所では、突然枯れるなどの樹勢の衰えが顕著になってきており、桜の名所を未来へ引き継ぐために平成14年(2002年)から取り組んでいる事業のこと。桜の樹勢回復を図るほか、西宮市オリジナルフラワーである「西宮権現平桜」や「夙川舞桜」をはじめとした多様な品種の桜の植栽を行うなどしている。

里山

集落や人里近くにある生活に結び付いた山や森林のこと。

CSR活動

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略のこと。日本では、主に企業の社会貢献やイメージ向上を図る慈善活動を指す。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、市街化を抑制すべき区域とされている。

施策

政策を実現するための対策、また対策を実行すること。

自然保護地区

西宮市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定される区域。樹林、溪谷、河川、池沼、海浜、草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区を指定対象としている。

市民農園

市街地に残る貴重な農地を活用し、市民が野菜や花づくりを通して土や自然に親しみながら、農作業体験ができる場として設置された農園のこと。

社寺林

神社、寺院を囲むようにして配置されている樹林のこと。

松樹健全化

松と共生する菌根菌を活用して松を健全育成する取組。平成22年度(2010年度)より夙川河川敷にて市民ボランティアとともにやっている。菌根菌は、樹木の根から栄養(光合成で作られた炭水化物)をもらう代わりに、樹木に水分や栄養(ミネラル)を与えて生長を良くする働きがあり、夙川河川敷で採取した菌根菌(きのこ)を松に感染させている。

ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。

生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内にある農地などで、都市環境の保全に役立つなど、一定の要件に該当する一団の区域について都市計画で定める地区。農地などとして適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限される一方で、税制上の優遇措置などが適用される。

生態系

一定の場所に生息・生育する全ての生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して一つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素。海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系であるが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系があり得る。

生物多様性

全ての生物の間の変異性。生態系の多様性のほか、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

生物保護地区

西宮市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定される区域。野生生物の生息地(渡来地及び繁殖地を含む。)又は生育地であって、当該野生生物の保護又は繁殖を図るため保全することが必要な地区を指定対象としている。

瀬戸内海式気候

日本の気候区分の一つで、年間を通じて天気や湿度が安定し、降水月が梅雨時と秋雨・台風時の二峰性となっており、二峰の間の盛夏の降水量が著しく少なく、雨温図上大きく凹むことが顕著な特徴である。

【た】

地域防災拠点

地域的な災害対策活動を展開するための防災拠点のこと。

地球温暖化

人間活動の拡大などにより、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。海面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行など、様々な影響が懸念されている。

天然記念物

一般に「文化財保護法」や「西宮市文化財保護条例」などにより文化財指定された動物・植物・地質鉱物・天然保護区域等を指す。みどり関連の文化財としては、歴史的・学術的・芸術的価値の高い「史跡」や「名勝」、「有形文化財(建造物)」がある。

都市計画区域

「都市計画法」に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。同法及びその他の関連法規の適用を受ける区域のこと。

都市計画公園

「都市計画法」に基づき、公園として都市計画決定された都市施設のこと。

都市公園

「都市公園法」に基づき、「都市計画公園」である公園又は緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。又は、「都市計画公園」でなくとも、都市計画区域内において設置する公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの。

都市農地貸借法

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の略。生産緑地地区に指定された農地の貸借に際して、契約更新や相続税の納税猶予など、安心して貸借できる新たな仕組みとして平成30年(2018年)9月1日に施行された。

【な】

西宮市オリジナルフラワー

西宮市の植物生産研究センターで開発された植物。エンジェルズ・イヤリング、ゆめむらさき、プレランサ、サマー・アメジスト、西宮権現平桜、夙川舞桜などがある。

【は】

花と緑のまちづくりリーダー

西宮市において、地域で率先して緑化活動に取り組むとともに、各種団体に対する技術指導・助言、市の緑化事業の普及・啓発活動など、行政と連携して活動する人々のこと。

花のコミュニティづくり事業

西宮市において、地域のコミュニティづくりの一環として、住民自らの手による花とみどりのまちづくりを図るために、緑化活動団体に対し、花壇整備、花苗の支給、技術指導などの支援を行う制度のこと。

バリアフリー

高齢者・障がい者などが社会生活を送る上で支障となる物理的な障がいや精神的な障壁(バリア)を取り除き、安全で快適な生活ができるようにする整備又はその状態のこと。

PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返して継続的に改善することで、計画のスパイラルアップを目指す手法のこと。

ヒートアイランド現象

空調などの建物に起因して発生する建物排熱や、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより、都市部の気温が周囲より高くなる現象のこと。気温の分布図の高温域が都市を中心に島のような形になることからヒートアイランドと呼ばれている。

風致地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するため定める地区のこと。都市における自然的景観を維持するため、同地区内では、建築物の建築や樹木の伐採などの制限が生じる。

フレイル

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下しつつあるものの、適切な治療や予防により、健全な状態に戻る可能性のある段階のこと。多くの高齢者はフレイルを経て要介護状態へ進むと考えられている。

文教住宅都市宣言

西宮市が昭和38年(1963年)11月3日に行った都市宣言。風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、本市にふさわしい都市開発を行い、市民の福祉を増進することを、市政運営の理念として宣言したものである。

保護樹木

西宮市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定される樹木。市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木を指定対象としている。

【ま】

宮水

西宮神社の南東側一帯(久保町や石在町など)から湧き出しており、おおむね地下2~5mの浅い地層を流れている地下水のこと。カリウムやリンなどを多く含む「法安寺伏流」、「札場筋伏流」と、酸素を多く含む「戎伏流」の3つの伏流水が合流することでミネラルが豊富で鉄分が少ない、酒造りに適した「宮水」となっている。日本有数の酒どころとして知られる西宮で欠かせない天然資源。

【や】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、建物や空間をデザインすること。

【ら】

リノベーション

機能、価値を再生するための改修のこと。用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする概念も含まれる。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、一定の区域内における良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて緑地保全又は緑化などのルールを定めた協定を結ぶ制度のこと。なお、平成7年(1995年)の同法改正により「緑化協定」が「緑地協定」と変更された。

2. 改定検討会設置要綱

西宮市緑の基本計画改定検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく西宮市緑の基本計画の改定を検討するため、西宮市緑の基本計画改定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、5人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1)学識経験のある者
- (2)緑に関係する市民団体又は事業者に所属する者

(検討事項)

第3条 検討会は、西宮市緑の基本計画の改定に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により決定する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、市長が依頼した日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第6条 検討会は市長が招集する。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると検討会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 前項の公開は会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行う。

(報償の額)

第8条 検討会の構成員の報償の額は、日額12,400円とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、土木局公園緑化部公園緑地課、花と緑の課、及びみどり保全課に置く。

- 2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

3. 改定検討会構成員一覧

区分	分野	所属・役職名	氏名	備考
学識経験者	緑地計画	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授	平田 富士男	座長
	家政学 (こどもの遊び環境)	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授	梶木 典子	副座長
市民団体	公園 (こども・子育て)	西宮市P T A協議会	栗本 佳子	
	緑化推進	すみれガーデンクラブ 代表	栗野 喜久美	
事業者	緑地保全	生活協同組合コープこうべ 地域活動推進部 担当課長	長岡 暁子	

4. 改定の経緯

日付	実施内容
平成30年(2018年) 9月21日	第1回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
11月15日 ~30日	市民アンケート調査 実施
11月22日	第2回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
平成31年(2019年) 1月29日	第3回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
2月19日 ~28日	子供アンケート調査 実施
4月15日	第4回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
令和元年(2019年) 6月17日	第5回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
8月20日	第6回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
12月13日	市議会(建設常任委員会) 計画素案報告
令和2年(2020年) 1月6日~ 2月7日	パブリックコメント 実施
2月14日	第7回 西宮市緑の基本計画改定検討会 開催
3月11日	市議会(建設常任委員会) 計画案報告
3月31日	西宮市みどりの基本計画(2020改定) 策定

西宮市みどりの基本計画改定

2020年3月策定

西宮市 土木局 公園緑化部 公園緑地課・花と緑の課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 TEL(0798)35-3622 MAIL kouen@nishi.or.jp